

**平成25年度ダイオキシン類に係る廃棄物焼却炉等設置者の
自主測定結果の報告状況について**

平成26年8月27日

ダイオキシン類対策特別措置法第28条(設置者による測定)に基づく特定施設の自主測定について、事業者から報告のあった結果は、下記のとおりです。(岐阜市を除く県内分)

- ・自主測定結果は、報告のあった全ての施設が、排出基準に適合していた。
- ・自主測定結果が未報告であった12施設については、立入検査等により、自主測定の実施と適切な維持管理を指導している。

- ダイオキシン類対策特別措置法(第28条)に基づく自主測定とは
- ダイオキシン類対策特別措置法で定める廃棄物焼却炉等の特定施設設置者に義務付け
 - ・年1回以上、排出ガス、排出水、焼却灰及びばいじんのダイオキシン類を測定すること
 - ・測定結果を知事に報告すること
 - 知事は報告された測定結果を公表するものとする。

<備考>

※ダイオキシン類特定施設

大気基準適用施設：廃棄物焼却炉、アルミ合金溶解炉等からの排出ガスが測定対象

ただし、液状廃棄物を焼却する場合は、焼却灰等が発生しないため、大気基準適用施設の自主測定対象施設数と焼却灰等の自主測定対象施設数は一致しない。

水質基準適用事業場：焼却炉の廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等が設置されている事業場の排出水が測定対象

自主測定報告の結果

自主測定結果の報告状況等

	測定対象 (排出基準、処理基準)	稼働中施設				休止等	合計
		報告有	未報告	1年 未満	小計 (報告率)		
大気基準 適用施設	排出ガス	165	8	0	173 (95%)	53	226
	焼却灰及びばいじん (処理基準 3ng-TEQ/g)	157	9	0	166 (95%)	52	211
水質基準 適用事業場	排出水 (排出基準 10pg-TEQ/L)	10	0	0	10 (100%)	4	14

- 排出ガスの排出基準は、施設の規模や設置時期によって異なる。
- 『1年未満』は稼動1年未満のため、年1回の測定期限がきていらない施設を指す。
- 焼却灰及びばいじんは、集じん機が設置されていない場合や液体の焼却等で燃え殻がない場合等、ばいじん及び燃え殻が発生しない施設は測定の義務はない。
- 焼却灰及びばいじんは、排出基準は定められていないが、廃棄物として処理する際にダイオキシン濃度が処理基準を超える場合は、特別管理廃棄物として処理する必要があるため測定を行っている。

※個々の事業所からの報告値については、[別表をご覧下さい。](#)

未報告者への指導

(1)未報告施設は、別表備考欄に「未報告」とある施設

(2)今後の指導

- 排出ガス、焼却灰及びばいじんの測定結果について、未報告施設には自主測定の実施及び県への報告を指導している(罰則はない)。
- 未報告施設に対しては、立入検査を実施して稼働状況を調査し、維持管理が適切に行われていない施設に関して優先的に行政検査の対象とする。
- 未報告施設の稼働状況により、施設の休止、廃止を含め指導していく。

※TEQ(毒性等量;Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類とは、220種類以上の物質の総称。毒性があるとみなされるものは29種類ある。

29種類の物質の毒性には強弱があり、その内最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン)の毒性を1(基準)としたとき、それぞれのダイオキシン類の量を毒性の強さで乗じて換算集計したもの。